

評議員及び役員報酬規程

(令和6年5月31日改正)

社会福祉法人聖翼会

社会福祉法人聖翼会 評議員及び役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人聖翼会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営細則第7条に基づき、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「評議員等」という。）及び役員（理事及び監事）の報酬について定めたものである。

（定義）

第2条 評議員等とは評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）をいう。

2 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

3 この規程において評議員等及び役員とは、非常勤評議員及び非常勤評議員選任・解任委員（外部委員）並びに役員の常勤理事長、常勤理事、非常勤理事長、非常勤理事、非常勤監事の別をいう。

4 この規程において報酬とは、報酬、退職慰労金（省令第2条の42、2（4）埼玉県運営の手引き参照）をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を別表1により支給する。

（1） 常勤役員については、法人職員を兼務するため「無給」とされているので、退職慰労金を支給する。

（2） 非常勤役員、非常勤評議員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は支給しない。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

（退職慰労金の支給基準）

第4条 理事長は在任期間中特に功労があったと認められる役員に対し、理事会の決議を経て別表4に規定する額を上限として退職慰労金を支給することができる。

（非常勤役員の報酬等の算定方法）

第5条 評議員等及び役員が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の実務報酬等)

第6条 役員が評議員会、理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のため業務（連絡、報告等の業務を除く）にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員が兼務する者には、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付 則

この規程は、平成22年4月1日より適用する。

なお、「役員等実費弁償規程」（平成7年3月14日）は廃止する。

この規程は、平成29年5月29日に改正し、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年5月31日に改正し、令和3年6月定時評議員会終了後より適用する。

この規程は、令和6年5月31日に改正し、令和6年6月定時評議員会終了後より適用する。

評議員、役員報酬

1 非常勤の評議員等、役員

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	7,000円	3,000円
理事会出席報酬等	7,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	3,000円
理事業務報酬等	7,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	7,000円	3,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等	7,000円	3,000円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

- 付則： 1. 施設職員を兼務する者で、施設で支給した場合は適用しない。
2. 令和6年6月定時評議員会終了後より適用する。

2 常勤の役員

別表4 (退職慰労金)

役位	支給基準	その他
常勤理事長	20/100	
常勤理事	10/100	

〈 支給基準 〉

1. 退職慰労金は、次の方法により算出された額の合計額とする。
2. 退職時における報酬月額（「無給」のため社会福祉法人の理事の報酬額（※）を参考にする。）×役位別在任月数×役位別支給基準とする。
3. 役員が次の事由により退職する場合は、前項で算出した額を支給する。
 - ① 死亡により退職
 - ② 傷病により退職
 - ③ 任期満了により退職
 - ④ 自己都合で辞任を申し出、理事会等で了承された退職
4. 前3項以外の理由で退職した場合は、その理由又は事情により退職金額を増額または減額して支給することがある。ただし、退職金額の上限は20,000,000円とする。

〈 参考 〉

（※）全国社会福祉経営者協議会 制度・政策委員会

Q 社会福祉法人の理事の報酬の上限はいくらですか

A 第4条 役員・評議員及び法人関係者報酬総額（以下、「役員等報酬総額」という。）は新年度予算額の法人事業収入総額（以下、「事業収入」という。）の6%以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。また、役員報酬額の月額は4,500,000円とする。